

巻末資料3 ヒアリング調査概要（関係機関等）

ヒアリングを実施した関係機関及び協議内容の概要は以下のとおりである。

表3.1(1) ヒアリング関係機関及び協議内容

No.	区分	機関/所属等	ヒアリング内容	主な意見	
1	関係機関等	近畿地方環境事務所	自然公園、景観等への影響と保全の考え方等	<ul style="list-style-type: none"> 対象海域は、環境省の指定する「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている。これら海域の考え方については、環境省の本省（指定部署）にて設定理由を確認した上でゾーニングにてどのように位置づけるかを決定すべきである。 昨年、御坊市周辺に越冬のためナベヅルが多数飛来した。本種は大部分が鹿児島で越冬するため、分散越冬の候補地として期待されている。越冬のための飛翔経路等は不明である。 	
2		吉野熊野国立公園管理事務所	自然公園、景観等への影響と保全の考え方等	<ul style="list-style-type: none"> 潮岬、紀伊大島の陸地から近いエリアについては景観的に問題があると考えられる。 潮岬の前面には黒潮が流れている。そこに建設した場合、潮流に変化が生じ、サンゴやその他の生態系に影響が及ぶ可能性が考えられる。 沿岸部は海域公園地区に指定されており、ケーブルを設置する際に規制の対象になると考えられる。 	
3		吉野熊野国立公園管理事務所 田辺管理官事務所	自然公園、景観等への影響と保全の考え方等	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園内の眺望点からの景観には十分に配慮してもらいたい。 国立公園内の海域公園地区での事業には規制がある。みなべ町以南の沿岸部は広く海域公園地区に指定されており、ケーブルの敷設において留意する必要がある。 	
4	環境保全に係る情報	株式会社 串本海中公園センター	洋上風力発電の立地に当たっての海棲生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> 串本周辺はラムサール条約の指定範囲である。 潮岬の先端海域はウミガメ、サメも多く見られる。 アカウミガメの産卵場は串本、古座等と点在している。風車に設置されたライトの光が産卵場に届く場合、その影響が懸念される。 サンゴは白浜から串本の間（枯木灘）、水深50m以浅に多く、特に串本周辺は密度が高い。 	
5		和歌山県立自然博物館	洋上風力発電の立地に当たっての海棲生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> 日ノ御埼灯台辺りは、渡り鳥が多いため、調査を実施する際はバードストライクを考慮して行う必要がある。 串本周辺は景観保全のため風車の設置は控えた方がよい。 	
6		すさみ町立エビとカニの水族館	洋上風力発電の立地に当たっての海棲生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部では年中、アオウミガメが見られる。餌場として利用しているものと思われ、個体数は多い。 みなべ町の沖合はウミガメへの影響の懸念から洋上風力の設置は難しいと思われる。 エビ、カニ類に関して、河口の干潟は影響が大きいことから保全エリアとしてほしい。 	
7		NP0法人 日本ウミガメ協議会	洋上風力発電の立地に当たっての海棲生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> 本州最大のアカウミガメの産卵地がみなべ町にある。 本種は、産卵期に産卵地沿岸に滞留するとは限らず、和歌山県と徳島県を移動する個体もある。 これら、回遊域（美浜町～白浜町の沿岸とそこから四国に向かう沖合）は高事業性エリアからは外す必要がある。 洋上風力事業におけるウミガメへの影響として、磁気、音、光の影響が想定される。 	
8		美浜町教育委員会	海棲生物（主にウミガメ）への影響	<ul style="list-style-type: none"> 美浜町では「本ノ脇」と「浜ノ瀬」でウミガメの産卵が定期的にみられていた。 弁天島がウミネコの営巣地として県指定文化財として指定されている。 	
9		太地町立くじらの博物館	洋上風力発電の立地に当たっての海棲生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> 黒潮の流れの周辺で海棲哺乳類は多くみられ、特に内側境界部に多い。黒潮の流路は変化するものの、特に黒潮内側の海域が海棲哺乳類にとって重要な海域であると言える。 海棲哺乳類は全般に騒音を嫌うため、ある程度は馴れると思うが、風車の周辺には近寄らなくなる可能性がある。 	
10		京都大学 白浜水族館	洋上風力発電の立地に当たっての海棲生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> 高事業性エリアについては、沿岸部を除き、御坊から日ノ御埼の沖合に配置されることが望ましい。 白浜～串本にかけての海域は、熱帯にみなもとを発する黒潮の影響により、温帯系生物に熱帯系生物が加わり、日本国内でも生物多様性が著しく高い生態系が形成されている。特に、200m以浅の海域は生物も多様であり極力保全してほしい。 洋上風力発電施設を設置した場合、水中騒音による影響が懸念される。魚類全般に対しての影響は大きいものと推測される。 	
		有識者			

表3.1(2) ヒアリング関係機関及び協議内容

No.	区分	機関/所属等	ヒアリング内容	主な意見
11	環境保全に係る情報 有識者	公益財団法人 日本野鳥の会	鳥類の渡りのルート、集結地、洋上風力発電の立地に当たったの鳥類への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・日ノ御埼から四国を結んだラインの北側のエリアは避け、さらにみなべ町付近から四国を結んだラインの北側のエリアもなるべく避ける必要がある。 ・定期的な渡りのデータがあるのは和歌山県下では日ノ御埼のみである。飛翔データがないのは利用されていないのではなく、調査されていないだけである。 ・ナベヅルの渡りのルートは詳細にはわからないが、四国で飛び立った同個体数が、和歌山で観測されていることもあり、越冬期間中も行き来しているものと考えられる。
12		国立研究開発法人 水産研究 ・教育機構 中央水産研究所	海域環境への影響、再生可能エネルギー等の利活用技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・高事業性エリアは瀬戸内海から太平洋側への魚類の通り道となっている。 ・水深が深い海域のため水中音は遠くまで届く可能性がある。浮体式の場合、特に風車の稼働音によるマスキング効果が懸念される。個体同士のコミュニケーション、甲殻類の幼生や稚魚のホーミングを阻害する可能性がある。
13		南紀生物同好会	鳥類・沿岸生物等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥の渡りは紀ノ川北側の加太から日ノ御埼までに存在する半島付近から渡っている。 ・日ノ御埼は御坊市周辺で越冬するナベヅルの四国との往来ルートである。 ・由良町の白崎から美浜町ではウミネコが繁殖しており年間を通じて付近の海洋で見られる。 ・国内繁殖種のおオミズナギドリやカムリウミスズメ、南太平洋で繁殖するハシボソミズナギドリなども春から夏に海域で生息している。秋から春には越冬群のウミアイサなどのカモ類やウ類、カモメ類などの海鳥類が生息している。 ・和歌山県南部の島嶼では、ウチヤマセンニュウやアマツバメが繁殖している。アマツバメ（地域個体群）の行動範囲は広く、空域も高度1万メートル付近まで利用しているとされる。串本の海金剛や九龍島で繁殖する個体群は大きい。 ・海域の鳥類はほとんどが未調査のため、十分な調査が必要である。
14		公益財団法人 日本鳥類保護連盟	鳥類への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ミズナギドリは春から夏に渡るものが相当数見られる。神奈川県から和歌山県の太平洋側を渡る。飛翔高度は低く、水面から発生する風を利用して飛翔する。 ・日ノ御埼から四国の間はサシバの渡りのルートで影響が懸念される。その他、ハチクマ・ノスリも同様である。
15		自然史学会連合 日本生態学会	生態系への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類やコウモリ類については、離島の固有亜種がいると一般的に影響がありえる。 ・漁業法改正により総合的な海面利用を推進しており、漁業者と話し合って協力できる仕組みの構築が必要である。
16		公益財団法人 日本動物園水族館協会	海棲生物への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県沖には海藻が豊富でサンゴも生息しているのでその影響を考慮する必要がある。 ・海底の状況を把握する事が重要であり、サンゴの生息基盤の減少が想定される。
17		公益財団法人 南方熊楠記念館	番所山周辺の景観保全	<ul style="list-style-type: none"> ・円月島など、白浜は和歌山県下で最も利用者の多い観光地である。特に白良浜の沖に構造物が見えることは景観上問題である。 ・日ノ御埼は渡り鳥のルートとなっているため、バードストライクへの配慮が必要である。
18		公益財団法人 黒潮生物研究所 (和歌山研究室)	宝石サンゴの漁場に関する保全、その他の生物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・オオカワリギンチャクの生息地が県の天然記念物に指定されており、その周囲に供給源となる生息地が存在する。 ・和歌山県の沖合一帯の水深100m以上のところでホットスポットのまとまった無藻性サンゴ類（非造礁性）の生息地がある。水深300mでも見られ、特に水深200mで多く見られる。 ・改変前にROVによる直接確認を行い、その場所にサンゴのホットスポットがないか確認すること。1つのホットスポット自体が小さいため、改変場所を50m程度動かす程度でも影響を軽減することができる。
19		自然史学会連合 貝類学会	調査等への影響、付近立ち入り利用に関する範囲の情報（調査船のサンプリングサイト、各大学等練習船等のサイト）	<ul style="list-style-type: none"> ・オオカワリギンチャクの生息地が県の天然記念物に指定されている。 ・田辺湾にある島島（京都大学所有）周辺は多様な生態系が保全されている。大学において継続して調査を実施している海域（瀬戸臨海実験所調査地点）があるため、その範囲については事業を避けてほしい。 ・海底ケーブルの敷設が、貝類等の海生生物への影響が最も大きいと考えられる。設置箇所の選定、施工方法には配慮が必要である。

表3.1 (3) ヒアリング関係機関及び協議内容

No.	区分	機関/所属等	ヒアリング内容	主な意見	
20	環境保全に係る情報	有識者	自然史学会連合サンゴ礁学会	調査等への影響、付近立ち入り利用に関する範囲の情報（調査船のサンプリングサイト、各大学等練習船等のサイト）	・造礁サンゴの生態系は30m以浅に構成されるため、30m以浅での着床式施設設置には留意が必要である。 ・着床式を設置する場合、沿岸部への波浪、流れへの影響について留意する必要がある。
21			自然史学会連合日本甲殻類学会	調査等への影響、付近立ち入り利用に関する範囲の情報（調査船のサンプリングサイト、各大学等練習船等のサイト）	・白浜～串本にかけての海域は、黒潮の影響により、日本国内でも特異な生態系が形成されている。特に、200m以浅の海域は非常に多様な生物生息環境を提供しており重要である。 ・洋上風力発電施設を設置した場合、水中騒音による影響が懸念される。
22			自然史学会連合動物分類学会（四国海と生き物研究室）	調査等への影響、付近立ち入り利用に関する範囲の情報（調査船のサンプリングサイト、各大学等練習船等のサイト）	・宝石サンゴの生息地は事業を避けた方がよい。日ノ御埼から白浜と串本の沖合の水深が100～150mには生息していると思われる。 ・宝石サンゴが生息する場所は岩礁底であり、種の多様性が高く貴重である。 ・風車の土台が漁礁となり魚介類を集めることはあるが、魚介を増殖することは少ない。漁礁としての効果を期待する場合、設計をきちんと考える必要がある。
23			自然史学会連合日本哺乳類学会	哺乳類への影響	コウモリの種類や渡りのルートは不明であるが、鳥類では和歌山と四国を行き来しているデータはあることから、鳥類と同様、日ノ御埼周辺を飛翔している可能性がある。 ・鳥類のアマツバメと同様、コウモリも沿岸の崖の割れ目を利用しているものと考えら、それらが見られる海岸の前面は影響があると考えられる。特に島嶼の周囲は建設を避けるべきである。
24			特定非営利活動法人東洋蝙蝠研究所	コウモリの渡りへの影響	・白浜の千畳敷と高知県の龍河洞をユビナガコウモリが行き来をしていることが分かっている。海食洞がありそうな沿岸域の周辺は避けるべきである。 ・風車への衝突は夏場が多く、また幼獣であることが多い。そのため、点検は夏場を実施するなど、夏場に運転を停止する機会を設けると良いと思われる。
25	社会的状況に係る情報	関係機関等	総務省近畿総合通信局	洋上風力発電の立地に当たっての電波障害防止区域への影響	・電波法上、海上での伝搬障害防止区域の設定がなく、総務省への届出義務はないものの、洋上風力発電所を計画する際には、重要無線の経路上は避けていただきたい。また避けられない場合は、近畿総合通信局に連絡や相談をお願いしたい。
26			国土交通省港湾空港部	国土保全等の観点からの指定地域等、港湾区域等、航路等	・海洋短波レーダの陸上局を徳島、和歌山にそれぞれ2基ずつ設置し、対象海域周辺の流速、波高等の計測を行っている。事業実施時には留意してほしい。
27			海上保安庁田辺海上保安部	航路、定期航路、観光クルーズ船等の先行利用状況等	・和歌山県沿岸は、各種船舶が頻繁に通航する主要航路であり、また、漁業活動が盛んな場所である。 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」における、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図るため、専門的な船舶交通の安全対策の検討が図られるように配慮願いたい。 ・「分離通航路」は、船舶交通の輻輳度が高いことから海上交通上、極めて重要な箇所と捉えるべきと考える。
28			MES-KHI 由良ドック(株)	利用している航路の状況等	・串本から由良沖を通過し、大阪湾へと続く海域は、多くの船舶が航行するため、当該地域では発電施設設置に留意する必要がある。 ・由良ドックでは錨泊地を日高町の沿岸から2～3kmの位置に設定しており、この周辺海域2マイル（約3.2km）においては施設の設置に配慮してほしい。
29			防衛省防衛政策局	防衛関係施設等	・煙樹ヶ浜沿岸の区域（約1km×2km）で実施している訓練や串本分屯基地の警戒管制レーダに影響を及ぼす可能性があることから、洋上風力発電施設を建設する場合は、影響の有無を確認するため、事前に防衛省に連絡や相談をお願いしたい。
30			関西電力株式会社（和歌山支社）	系統連系に係る現状（系統の空き容量、今後の系統連系の見直し、系統連系に伴うケーブル敷設による環境影響等）	・送電線ごとの電圧について留意する必要がある。 ・既設の海底ケーブルに対し、洋上風力発電の海底ケーブルが交差する場合、電気的影響が生じる恐れがある。 ・海底ケーブル敷設の方法として、海底に水圧で1m程度の溝を掘り、そこにケーブルを埋めるが、砂泥の巻き上げによる濁りや騒音などが藻類、魚類、哺乳類に影響を及ぼす可能性はある。
31	国立大学法人和歌山大学システム工学科	洋上風力発電の事業性、洋上風力発電の立地に当たっての生活環境への影響	・騒音での苦情は1500mを含む隔離距離での事例があるため、それ以上のバッファを検討すべきである。 ・騒音を考えるにあたり、陸に向かって風が吹くのかを確認できるように、風の強さだけでなく、風向きもマップに示したほうがよい。		

表3.1 (4) ヒアリング関係機関及び協議内容

No.	区分	機関/所属等	ヒアリング内容	主な意見	
32	社会的状況に係る情報	漁業関係者	和歌山県漁業協同組合連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
33			加太漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
34			西脇漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
35			雑賀崎漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
36			和歌山北漁業協同組合 本所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
37			和歌山北漁業協同組合 戸坂支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
38			和歌浦漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
39			海南市漁業協同組合 本所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
40			海南市漁業協同組合 冷水浦支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
41			海南市漁業協同組合 下津支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
42			海南市漁業協同組合 大崎支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
43			有田箕島漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
44			湯浅湾漁業協同組合 本所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
45			湯浅湾漁業協同組合 唐尾支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
46			湯浅湾漁業協同組合 栖原支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
47			湯浅湾漁業協同組合 田村支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
48			湯浅湾漁業協同組合 湯浅支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
49			紀州日高漁業協同組合 本所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
50			紀州日高漁業協同組合 南部町支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
51			紀州日高漁業協同組合 印南町支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
52			紀州日高漁業協同組合 戸津井支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
53			紀州日高漁業協同組合 大引支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
54			紀州日高漁業協同組合 衣奈浦支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
55			紀州日高漁業協同組合 由良浦支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
56			紀州日高漁業協同組合 美浜町支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
57			由良町漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
58			比井崎漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
59			三尾漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
60			和歌山南漁業協同組合 本所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
61			和歌山南漁業協同組合 白浜支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
62			和歌山南漁業協同組合 すさみ支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
63			和歌山南漁業協同組合 日置支所	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
64	新庄漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表		
65	堅田漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表		
66	和歌山東漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表		
67	太地町漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表		
68	紀州勝浦漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表		
69	宇久井漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表		

表3.1 (5) ヒアリング関係機関及び協議内容

No.	区分	機関/所属等	ヒアリング内容	主な意見
70	漁業関係者	三輪崎漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
71		新宮漁業協同組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
72		紀北小型機船底曳網漁業連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
73		和歌山県中型まき網連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
74		紀伊水道中央機船船曳組合	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
75		和歌浦湾機船船曳網漁業連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
76		和歌山県底曳網連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
77		和歌山県定置漁業協会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
78		徳島県漁業協同組合連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
79		大阪府漁業協同組合連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
80		高知県漁業協同組合連合会	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
81		兵庫県 農政環境部 農林水産局水産課	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
82		三重県 水産資源管理課	許可漁業及び自由漁業の操業状況	個別情報が含まれるため非公表
83		社会的状況に係る情報	(一社)日本船主協会	船舶の航行状況
84	海上保安庁 田辺海上保安部		船舶の航行状況	・和歌山県沿岸は、各種船舶が頻繁に通航する主要航路であり、また、漁業活動が盛んな場所である。 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」における、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図るため、専門的な船舶交通の安全対策の検討が図られるように配慮願いたい。 ・「分離通航路」は、船舶交通の輻輳度が高いことから海上交通上、極めて重要な箇所と捉えるべきと考える。
85	和歌山県海運組合		船舶の航行状況	当団体は、船舶運航業者等を組合員とする団体である。洋上風力発電施設の建設にあたっては和歌山県沖の航行に関しては、安全航行を妨げることをなきよう希望する。
86	(一社)日本旅客船協会		船舶の航行状況	今回の事案については事務内容の範囲外のため、回答を控える。
87	近畿旅客船協会		船舶の航行状況	南海フェリーについて、和歌山から徳島の定期航路があるため、航路上に発電施設が作られることがないように留意が必要。 加太から友ヶ島への定期航路があるため、留意が必要である。他の協会員については沿岸域のみの営業であり、影響がないと考えられる。
88	日本内航海運組合総連合会		船舶の航行状況	どの船種の船舶が当該地域に通航・入出港しているか弊社でも把握できていませんが、一般的には、洋上風力発電設備の設置は運航航路から出来るだけ離れた場所をお願いしたい。 内航船は外航船に比べ陸に近い航路を取るため、設置場所によって大きく迂回しなければならないケースの無いよう配慮する必要がある。 また、設置にあたっては船舶との衝突事故を防ぐためレーダークリフレークター等の設置も必要となるかと思う。
89	内航大型船輸送海運組合		船舶の航行状況	今回の事案については事務内容の範囲外のため、回答を控える。
90	全国海運組合連合会		船舶の航行状況	今回の事案については事務内容の範囲外のため、回答を控える。

表3.1 (6) ヒアリング関係機関及び協議内容

No.	区分	機関/所属等	ヒアリング内容	主な意見	
91	社会的状況に係る情報	海運関係	全国内航輸送海運組合	船舶の航行状況	日本国の環境政策の一環として、将来的には地球温暖化対策の一つとして、洋上風力発電の開発は絶対的に必要になる。 当該海域における風力発電施設建設に対して懸念事項、留意点等： ・建設海域に依りるが、当該海域は船舶航行が非常に多いことで、できるだけ航行船の少ない場所での設置を望む。 ・洋上風力設備は、1基でもかなり巨大な構造物となる事で、設置間隔等も十分配慮、検討して欲しい。 ・構造物周囲の危険範囲も十分取る。 ・構造物による電波障害等の影響が発生しないようする。 ・施設により、船舶航行がディビエーションとなる場合は、何らかの保証を考えて欲しい。 ・沿岸にある港への出入港に対して支障とならないようにする。
92			全日本内航船主海運組合	船舶の航行状況	今回の事案については事務内容の範囲外のため、回答を控える。
93			全国内航タンカー海運組合	船舶の航行状況	今回の事案については事務内容の範囲外のため、回答を控える。
94			外国船舶協会	船舶の航行状況	今回の事案については事務内容の範囲外のため、回答を控える。
95			(一社)日本船長協会	船舶の航行状況	添付資料、航路レイヤーが示す通り、友が島水道から潮岬にかけての水域は大型船、小型船とも航程をミニマイズするため、沿岸3マイル付近を多くの船舶が航行し、海難も多く発生している。また、潮岬沖の海域は船舶交通の準輻輳海域となっており、現在沖合2マイルにバーチャルブイによるIMOの推薦航路を設け船舶交通の整流化が検討されている。 また、その沖合には当協会が推薦するTraffic separation zoneが設定され、大型外航船が利用している実態がある。 ゾーニング対象海域は、和歌山県の漁船の漁場となっており多数の漁船がこの海域の存在する。 上記に十分留意し、船舶交通を阻害する海域を避け、風力発電設備の設置場所については、十分検討を要する。
96			全日本海員組合関西地方支部	船舶の航行状況	未回答
97			外国船舶代理店業協会	船舶の航行状況	紀伊水道沖は船舶交通の要所で、水路を避けるのは当然としてある程度の沖合に設置するものと推測する。 漁場の確認も勿論だが、洋上水力発電装置の運搬には恐らく船舶を利用されると思います。相当の大きさ/重量が予想されるので出航港から目標地点までの運搬に本船の他にA船とB船など複数の見張り船を前後に運航する事を勧める。 関連団体に事前通告はどのように行うのかも海上保安庁も含めて万全を期すようお願いする。 もし事前にリーフレット等を作成するので有れば日本語の他に英語/中国語/韓国語なども有ると有用。
98			(公社)日本海難防止協会	船舶の航行状況	ATSの色の濃い場所は基本的に避けるべきである。 漁場と漁場までの漁船の航路についても留意が必要である。 その他、地域的な状況については神戸海難防止研究会に聞いたほうが良い。
99			(公財)神戸海難防止研究会	船舶の航行状況	和歌山県の沿岸は、地形的に東京、名古屋方面と関西、瀬戸内海方面を結ぶ東西の海上経路に張り出す形となっており、これらの方面を行き来する多数の船舶の輻輳する海域となっている。 また、漁業や海洋レクリエーションも盛んで友ヶ島水道をはじめ、沿岸の全域で小型の漁船やプレジャーボートが航行している。 このほか、沖合には、外航の船舶も航行しており、洋上風力発電を立地するのに適した海域は、限定的と考えられる。 このため、洋上風力発電の立地検討にあたっては、一般船舶の通航実態を詳細に検証するとともに、漁船やプレジャーボートの動向についても年間を通じてデータ収集し、船舶の輻輳する海域を詳細に把握するか、または、港湾の近くなどで出入港船の経路（航路）からはずれた海域を抽出し、当該海域における漁業や海洋レジャーの状況について、さらにデータを収集するという手法で絞り込みを図るのが適当と思われる。 なお、和歌山県の水産部局では、沖合に新たな漁礁を設置するなどの漁場整備を進めており、これに伴って今後、漁船の航行に変化が生じるものと考えられるので留意が必要。 このほか、和歌山県の港湾部局では港湾計画の対象船型を超えるような大型クルーズ船の受け入れも進めてきており、これに伴って港湾に出入りするための経路についても制約を受ける可能性も考えられるので留意が必要。
100			観光産業関係	御坊市観光協会	観光産業への影響
101	印南町観光協会	観光産業への影響		個別情報が含まれるため非公表	

表3.1 (7) ヒアリング関係機関及び協議内容

No.	区分	機関/所属等	ヒアリング内容	主な意見
102	社会的状況に係る情報	観光産業関係	みなべ観光協会	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
103			田辺観光協会	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
104			熊野トラベル(旅行者) 田辺市熊野ツーリズムビューロー	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
105			白浜観光協会	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
106			グラスポート(白浜海底観光船(株))	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
107			(公財)南方熊楠記念館	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
108			白浜温泉旅館協同組合(旅館業)	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
109			(一社)すさみ町観光協会	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
110			(一社)南紀串本観光協会	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
111			串本ダイビング事業組合	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
112			和歌山県観光連盟	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
113			近畿旅客船協会(遊覧・観光船)	観光産業への影響 個別情報が含まれるため非公表
114			航空関係	国土交通省 大阪航空局
115	国土交通省 大阪航空局大阪空港事務所システム運用管理センター	航空機への影響 反射物があるとVORに異常が生じる。留意すべき範囲は水平仰角1.2°で半径5km。また、風車のモーターからでるノイズの状況によっては範囲が拡大することもあり得る。		
116	その他	有識者	独立行政法人 国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校	海洋研究・教育・地方創生への洋上風力発電の活用可能性 ・洋上風力発電施設が和歌山県沖に設置されれば、学生への意識啓発、教育の題材として活用が可能であり、地域への環境教育にも活用可能と考える。
117			一般社団法人 日本風力発電協会	洋上風力発電の事業性等 ・各エリアにまとまった広さが必要である。目安としては、最低100MW以上が設置できる範囲が必要である。
118			JAMSTEC海洋資源研究開発センター	メタンハイドレート等資源開発への影響、地震・地質研究への影響 ・調査対象が遠洋域のため、ゾーニング対象域で風力発電事業を実施されて特に困る海域はない。 ・地震の監視は南海トラフに近い地点で見ると、調査対象範囲より更に沖側である。 ・メタンハイドレートの調査対象は400～500mよりも深いところである。
119			東京大学大学院 新領域創成科学研究所海洋技術環境学専攻 海洋技術政策学分野	海流発電のポテンシャルの高い地域の確認 ・一次ゾーニングマップで整理した「高事業性エリア」は遊漁船が多く、水深から考えると浮体式でありコストが高い。また岩が多い場所でありアンカーリングの課題がある。 ・黒潮蛇行という現象があり、安定した発電が得られるか留意が必要である。
120			国立大学法人 東京大学 工学系研究科 社会基盤学専攻	地震・津波・台風の風車本体及び設置に係る工作物への影響 ・系統側空き容量(変電所・送電線の空き容量)と港湾に留意する必要がある。系統の要件は連系地点の容量が対応できるものであるか、港湾の要件は建設基地港としてのスペースが確保できるのかである。 ・初期段階から漁業関係者と対話することが重要である。漁業区域をネガティブに捉えるのではなく、ステークホルダーが「明確」である、と捉える。情報開示や情報共有が遅れることはプロジェクトにはデメリットである。